

名古屋市五条荘の管理運営状況

1 基本情報

<所管局：子ども青少年局>

指定管理者	社会福祉法人名古屋厚生会		
主な業務内容	母と子が安心して安全に暮らせる生活場所を提供するとともに、個々の生活課題を把握し自立を支援する。また、退所した者について相談その他援助を行う。		
評価対象期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	指定期間	平成30年4月1日～令和10年3月31日

2 評価結果

評価項目			評価区分	特記事項
1 基本事項	(1) 平等利用	市民の利用にあたって不公平が生じていないか。	◎	利用の問い合わせは平等に受付順に受付をしている。保育園、学校を始めとする地域の関係機関との連携を図ることができている。照明器具を取り替えるなど環境に配慮した取組みを行っている。
	(2) 開館の実績	利用日・利用時間が遵守されているか。	○	
	(3) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○	
	(4) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	○	
	(5) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	○	
	(6) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	◎	
	(7) 関係機関との連携	関係機関等との連携や協働が図られているか。	◎	
	(8) 環境配慮	環境に配慮した取組みを行っているか。	◎	
	(9) 研修指導	職員に対する教育が十分に行われているか。	○	
2 維持管理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	◎	各種点検を適切に実施できている。施設の巡回や日々の清掃とは別に業者による清掃、害虫対策を行い利用者が安心・安全に過ごすための取組みが行われている。
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	○	
	(3) 清掃業務	利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	◎	
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	○	
	(5) 衛生管理	利用者が快適に利用できるよう適切な対応がされているか。	○	
3 サービス	(1) 母子等の保護及び自立のための生活の支援に関すること	事業が適切に実施されているか。	◎	入所中は利用者と定期的に面接を行い、関係機関と連携をしながら自立支援計画を作成し、利用者に合わせた必要な支援を行っている。退所後についても施設の行事へ参加を促しや電話連絡で支援を行っている。
	(2) 退所した者の相談その他の援助に関すること	事業が適切に実施されているか。	○	
	(3) 苦情・要望の把握・対応	利用者の意見、苦情を受けて、迅速に対応できているか。	◎	
	(4) 利用者満足度	利用者の満足度を把握し、必要に応じて対応しているか。	◎	
4 経費等	(1) 執行状況	指定管理料の執行等は、適正になされているか。	○	適切に管理されている。
	(2) 利用者負担金	利用者からの負担金は、適正に収受・管理されているか。	○	

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等
利用者が安心・安全に過ごすことができるよう、関係機関と連携をしながら取組みがされている。退所後も繋がり続ける支援ができるように工夫している。

名古屋市にじが丘荘の管理運営状況

1 基本情報

<所管局：子ども青少年局>

指定管理者	公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会		
主な業務内容	母と子が安心して安全に暮らせる生活場所を提供するとともに、個々の生活課題を把握し自立を支援する。また、退所した者について相談その他援助を行う。		
評価対象期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	指定期間	平成30年4月1日～令和10年3月31日

2 評価結果

評価項目			評価区分	特記事項
1 基本事項	(1) 平等利用	市民の利用にあたって不公平が生じていないか。	◎	利用希望があった場合は先着順に受付をしている。地域住民や地域関係者が施設の行事に参加できるように呼びかけを行っている。県内・市内の母子生活支援施設との情報共有も行っている。職員研修に外部講師を招き、充実させている。
	(2) 開館の実績	利用日・利用時間が遵守されているか。	○	
	(3) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○	
	(4) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	○	
	(5) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	○	
	(6) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	○	
	(7) 関係機関との連携	関係機関等との連携や協働が図られているか。	◎	
	(8) 環境配慮	環境に配慮した取組みを行っているか。	○	
	(9) 研修指導	職員に対する教育が十分に行われているか。	◎	
2 維持管理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	○	各種点検を適切に実施されている。出入口の防犯カメラの設置や施設内にもカメラを設置し安心・安全に過ごす工夫がされている。
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	○	
	(3) 清掃業務	利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	◎	
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	◎	
	(5) 衛生管理	利用者が快適に利用できるよう適切な対応がされているか。	○	
3 サービス	(1) 母子等の保護及び自立のための生活の支援に関すること	事業が適切に実施されているか。	◎	各関係機関と連携をしながら利用者の支援を行うことができている。意見箱を設置し利用者の意向を尊重して施設内の行事を企画している。退所後が繋がりに続けられるような取組もしている。
	(2) 退所した者の相談その他の援助に関すること	事業が適切に実施されているか。	◎	
	(3) 苦情・要望の把握・対応	利用者の意見、苦情を受けて、迅速に対応できているか。	○	
	(4) 利用者満足度	利用者の満足度を把握し、必要に応じて対応しているか。	○	
4 経費等	(1) 執行状況	指定管理料の執行等は、適正になされているか。	○	適切に管理されている。
	(2) 利用者負担金	利用者からの負担金は、適正に収受・管理されているか。	○	

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等
利用者のより良い支援のために職員で工夫した取組みを行っている。地域との繋がりを強化し、関係機関と連携しながら支援を行っている。

施設の現状

母子生活支援施設(2ヶ所/五条荘・にじが丘荘)

施設 の 現 状	施設概要							
	母と子の人権を擁護し、安心して安全に暮らせる生活場所を提供するとともに、個々の生活課題を把握し自立を支援します。また、退所した者について相談その他援助を行います。							
	指定期間については、本市の「指定管理者制度の運用に関する指針」において、入所型の社会福祉施設などで、利用者と施設職員との継続的な信頼関係が特に必要となるといった合理的な理由があり、5 年を超える期間を指定期間とする場合、10 年間を指定期間の目安とすることが明記されています。							
	近年、DV被害や障害、疾病を抱えた入所者が増えており、継続的なアフターフォローの必要性から入所者と施設職員との継続的な信頼関係の構築が必要となっているため指定期間を10年としています。							
	五条荘……指定管理者による管理 定員30世帯。敷地面積:1,574.67㎡(保育園含む) 延床面積:1,757.82㎡							
	にじが丘荘…指定管理者による管理 定員30世帯。敷地面積:1,432.58㎡ 延床面積:1,669.95㎡							
	市の収支状況(千円) (6年度決算(見込)額)							
	支出			収入				
	指定管理料	その他	計	使用料	その他特定財源	一般財源	計	利用料金
	217,147		217,147		130,544	86,603	217,147	
特記事項								
管理 運 営 指 標 の 状 況	取組状況							
	指標	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	退所世帯率(五条荘) 退所世帯数/(4月1日入所世帯数＋新規入所世帯数)	%	24.2	22.8	12.9	16.1		
	退所世帯率(にじが丘荘) 退所世帯数/(4月1日入所世帯数＋新規入所世帯数)	%	9.5	33.3	31.8	29.7		
	特記事項							

※支出のうち「その他」欄は、経常修繕費等を記載